お知らせ

西根堰改良区 農地異動届

伊達西根堰土地改良区の水利費賦課は、毎年4月1日現在の農地面積を基準に算定されます。令和8年度の水利費賦課の基準となる農地面積などに変更がある場合は、届出をお願いします。

▼届出が必要な場合
・農地の売買などにより所有者が変わったとき。
・地区除外をするとき。
・経営移譲や死亡などで名義変更をしたとき。
・農地の賃借があったとき。
（水利費の支払義務者を確認してください）

▼届出期限　3月20日㊎
▼届出・問い合わせ
問伊達西根堰土地改良区
☎582-2319

ふくしま企業説明会・業界研究会

令和9年から令和11年3月に大学等を卒業（修了）予定の方、令和6年3月以降に大学等を卒業（修了）した方を対象に合同企業説明会を開催します。

福島県内に就業場所があり、参加対象学生等を正社員として採用する計画のある企業が130社ほど参加予定です。

また、県内企業の新卒で採用された入社3年程度の若手職員へ学生が質問や相談が気軽にでき、年齢の近い若手職員の生の声を聞くことができる「若手職員交流会」を同時開催します。どちらもお気軽にご参加ください。

▼開催日時　3月3日㊋
午後1時から午後3時30分
【若手職員交流会】3月3日㊋　午後1時から午後3時
▼会場　ビッグパレットふくしま
▼その他　予約不要、入退場自由、服装自由、福島駅西口、郡山駅西口から会場まで無料シャトルバス運行
▼主催　厚生労働省福島労働局、福島県
問福島労働局職業安定課
☎024-529-5396

介護助手を募集しています

国見町内の高齢者施設では、福祉資格や経験が不要の「介護助手」を募集しています。

直接的な介護業務ではなく、清掃や配膳・下膳など、介護の周辺業務を行います。ご自身のライフスタイルに合わせて無理なく働いてみませんか？ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

問福島県福祉人材センター
☎521-5662

福島県福祉人材センター HP

林野火災にご注意を！

山林や原野での火災は、乾燥した時期に発生しやすく、人的被害や財産被害が大きくなります。伊達地方消防組合では、令和8年3月1日から林野火災注意報・警報を発令する場合があります。発令時は地域の安全確保のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▼対象地域　伊達市・国見町・桑折町・川俣町
▼発令の基準　次のいずれに該当する場合に発令します。
（1）前日までの3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ前30日の合計降水量が30ミリ以下の場合。（2）前日までの3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ気象庁が乾燥注意報を発表している場合。
▼林野火災警報（罰則あり）
注意報の基準に加え、気象庁が「強風注意報」を発表した場合に発令します。
▼発令時の主な規制（火の使用の制限）　発令区域では、次の取り扱いが制限されます。
①山林・原野の火入れ
②花火など煙火の使用
③屋外でのたき火や火遊び
④引火性・爆発性の物品や可燃物付近での喫煙
▼違反した場合
【注意報の場合】努力義務として遵守をお願いします。
（罰則はありません）
【警報の場合】消防法により、制限に違反した場合は30万円以下の罰金または、拘留の対象となります。
▼周知方法・発令の確認
発令時は、伊達地方消防組合のウェブサイト、広報車による巡回等でお知らせします。発令状況は随時ご確認ください。発令状況や詳しい情報は、最寄りの消防署までお問い合わせください。
問伊達地方消防組合西分署
☎582-3190

伊達地方消防組合 HP

人権擁護委員委嘱

人権擁護委員とは、法務大臣から委嘱され、地域で人権相談に応じたり、啓発活動を行うなど、住民の身近な相談役として活動するボランティア委員です。

国見町では、新たに1名が人権擁護委員に新任されました。

▼氏名　仲野達也さん（泉田）
▼任期　令和8年1月1日から令和10年12月31日まで
問福祉課社会福祉係
☎585-2793

家族介護教室の開催

介護に備え、お口の健康と噛む力を見直す教室です。咀嚼力チェックガムを用いて今の自分の噛む力を測定するとともに、お口のケアについて歯科衛生士から具体的に紹介していただきます。

▼日時　3月11日㊌　午後2時30分～午後3時30分
▼場所　観月台文化センター1階　大研修室
▼講師　歯科衛生士　氏家かおり氏
▼対象者　介護をしている家族、今後の介護に備えたい方、お口の健康に関心のある方
▼定員　20名程度
▼参加費　無料
▼申込方法　参加を希望する方は、3月10日㊋までに福祉課長寿介護係（☎585-2125）にお申し込みください。
問福祉課長寿介護係
☎585-2125

ふくしまデスティネーションキャンペーン

ふくしまデスティネーションキャンペーン（ふくしまDC）は、JRグループと福島県・市町村・地元の観光事業者などが一体となって、各地域の魅力を国内外に発信する観光キャンペーンです。令和8年4月から6月の期間中にはさまざまな特別企画をご用意し、旅行者の皆様をお迎えいたします。

国見町では、デジタルスタンプラリーや町内を巡るツアーなどを実施する予定です。

問産業振興課商工観光係
☎585-2238

国見町に暮らし、働くみなさんの奨学金返還を支援します！

- 最大 15 年間・360 万円まで補助
- 期間中に返還した奨学金の月額 2 万円（年額 24 万円）を限度
  ※補助金の交付申請する年度の 10 月 1 日から起算した 1 年間

対象者

下記①から③のすべてを満たす方
①大学、大学院、短期大学などを卒業した（または令和 7 年度卒業予定の）満 30 歳未満の方
②国見町に継続して 10 年以上定住する意思のある方
③ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の方、自営業の方（ただし、国家公務員又は地方公務員を除く）
※対象者として事前に認定を受ける必要があります。詳しくは、募集要項（町ホームページ）をご覧ください。

対象奨学金

①国見町奨学金
②日本学生支援機構 第一種・第二種奨学金
③国または地方公共団体の奨学金
④大学等独自の奨学金
※申請者本人が貸付を受けた奨学金が対象です。

申請期限

令和 8 年 3 月 30 日㊊

詳しくは町ホームページへ⇒

問国見町教育委員会教育総務課　☎ 585-2892